

岡山市立小学校講師の懲戒等についてお知らせします

令和6年5月14日開催の教育委員会臨時会において、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 被処分者

岡山市立小学校 講師 20代 女性

2 処分内容

戒告

3 事案の概要

当該講師は、地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限の規定に反し、平成31年から令和6年までの間、インターネット上のライブ配信アプリ(ツイートキャスティング)にて自身のライブ音声を配信し、視聴者から収益対象アイテム(投げ銭)を受け、合計1,620,290円を副業収入として得ていました。本人からの申告により判明したものです。

4 処分理由

当該講師がした行為は、全体の奉仕者として誠実且つ遵法の精神と高い倫理性が求められる教育公務員にあるまじき行為であり、市民の信用を失うだけでなく、岡山市の学校教育や岡山市立学校園に勤務する教職員に対する信頼や期待を著しく失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

※懲戒事由等については、別紙にてご確認ください。

5 管理監督責任

上司である校長に対し口頭による注意を行いました。

【問い合わせ先】

岡山市 教職員課 高井・千田 直通086-803-1586 内線3831

【別紙】

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(営利企業への従事等の制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

○ 岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する規程(抜粋)

(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行った行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行った行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

別表(第2条関係)

違反行為			懲戒処分の種類
一般服務 関係	兼業の許可を得る 手続の怠り	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの許可を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行うこと。	減給又は戒告